解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

石川県金沢市玉川町九番三号

財団法人石川県木材会館

代表清算人　廣村　修一

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年九月五日付けで石川県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

石川県輪島市二ツ屋町二字二九番地

清算法人輪島国営農地開発土地改良区

代表清算人　平田　齋

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月二十六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

奈良市朱雀四丁目三番地一　マリスト会

清算人　一場　修

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月二十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

広島県山県郡北広島町橋山字上空谷三八一番地

社団法人空城報徳社

代表清算人　齋藤　哲朗

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日定款所定の解散事由の発生により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

高知県土佐郡土佐町土居六三〇番地

財団法人木材研究所土佐人材養成センター

清算人　長野　保

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年八月二十四日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

宮崎県延岡市東本小路一三二―二三

社団法人宮崎県北部地区勤労者福祉事業団

代表清算人　西田　順

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年八月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

千葉市稲毛区穴川二丁目一〇番九号

医療法人社団悠和会

清算人　渡辺　弘之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

石川県能美市和田町ハ六五番地

宗教法人護国寺

清算人　金子　征子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

石川県白山市美川永代町甲八八―一番地

社団法人石川県ふぐ加工協会

代表清算人　安田　仁志

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年八月二十六日開催の組合総会の決議により平成二十四年九月二十五日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

福井県丹生郡越前町米ノ第五二号四九番地

米ノ生産森林組合

清算人　中橋　治典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県角田市江尻字深沼八番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区木町通一丁目一番一一―九〇八号　被相続人　亡　玉手義一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

仙台市青葉区五橋二―一〇―一三ダイアパレス五橋二〇三

相続財産管理人　伊藤　恒幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県氷見市論田四二四番地、最後の住所千葉市花見川区検見川町五丁目二二〇九番地の一　被相続人　亡　小久保清志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

事務所千葉市中央区中央四―一〇―八コーケンボイス千葉中央三〇二　清水博司法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　博司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都福生市本町一三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　望月　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区橋場一丁目二番地四、最後の住所神奈川県海老名市上今泉四丁目七番一号　中心荘　被相続人　亡　西村　久栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

事務所横浜市中区太田町一―九　神奈川県興業ビル四階

相続財産管理人　弁護士　髙橋　瑞穂

第41期決算公告

平成24年10月30日　東京都千代田区岩本町三丁目7番16号

株式会社シンキー

代表取締役　石井　重治

貸借対照表の要旨　（平成24年7月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,490,751	流動負債	619,631
固定資産	506,909	固定負債	460,291
有形固定資産	144,381	負債合計	1,079,923
無形固定資産	24,481	株主資本	917,738
投資その他の資産	338,046	資本金	192,892
		資本剰余金	152,892
		資本準備金	152,892
		利益剰余金	603,305
		利益準備金	3,210
		その他利益剰余金	600,095
		（うち当期純利益）	(147,573)
		自己株式	△31,351
		純資産合計	917,738
資産合計	1,997,661	負債・純資産合計	1,997,661